

第 四 次
猪名川町安全・安心まちづくり活動計画
～生活安全の推進～

(令和6年4月1日～令和11年3月31日)



猪 名 川 町

目 次

第1章 はじめに	P1
第2章 第三次活動計画の成果	P2
第3章 第三次活動計画の検証と結果	P3
第4章 猪名川町を取り巻く犯罪の状況	P5
第5章 安全・安心まちづくり活動の現状と課題	P7
第6章 第四次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画の基本的事項	P8
1 基本理念	P8
2 計画期間	P8
3 推進目標	P9
4 数値目標	P10
5 計画の推進体制	P10
6 安全安心なまちづくりの役割分担	P10
7 施策の体系	P12
第7章 安全・安心まちづくりに向けての具体的な取り組み	P13
第1の柱 地域による安全・安心なまちづくり活動の強化・支援	P13
第2の柱 子どもや女性、高齢者等が被害者となる事案への対策	P20
第3の柱 防犯に配慮した社会基盤の整備	P25

第1章 はじめに

町では、行政、住民等の責務を明らかにし、安全意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、犯罪のない安全で安心できる住みよいまちの実現に寄与することを目的とした「猪名川町生活安全条例」を平成10年9月に施行しました。

この条例を推進するにあたり、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、安全で安心なまちづくりの活動支援を進めてきました。

これまでの地域住民、事業所、学校、警察等による安全安心なまちづくりの活動により、刑法犯認知件数は平成14年をピークに、平成29年には当初の半分以下まで減少し、大きな成果として現れてきています。

しかしながら、全国でも子どもが巻き込まれる凶悪犯罪の発生、高齢者が巻き込まれやすい特殊詐欺は、犯罪件数の中でも依然として高い割合を占め、また、DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待、ストーカー行為といった社会的弱者に対する暴行事案も後を絶たず、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況です。

こうした状況を踏まえ、第一次計画（平成21年度～平成25年度）、第二次計画（平成26年度～平成30年度）を経て、第三次計画（平成31年度～令和5年度）が終了したことから、誰もが被害者になりうる事案への対応や環境の変化による多種多様化した犯罪等に即した対策、また新型コロナウイルスの影響により自粛されていた地域団体による安全安心なまちづくり活動の再活性化や防犯カメラや特殊詐欺等被害防止電話機購入費補助の継続、「こどもをまもる110番のおうち・くるま」の普及、社会基盤の整備等を盛り込んだ「第四次計画」を策定するものです。

第2章 第三次活動計画の成果

【基本理念】

みんなで力を合わせてつくる 安全・安心なまち

【推進目標】

地域の見守り力の向上

【計画期間】

平成31年度 → 令和5年度

【数値目標】

刑法犯認知件数 （人口千人あたり）
 平成31（令和元）年度3.1件
 → 令和5年度2.8件（△10%）

目標成果の達成状況

成果指標	目 標	成 果		
		平成31年／令和元年	令和5年	平成31年／ 令和元年との差
地域見守り力の向上	まちづくり防犯グループや地域の自主防犯活動団体の増加、防犯カメラ設置の促進	8団体 （防犯グループ） 8団体 （地域自主防犯活動団体） 40基 （防犯カメラ）	8団体 （防犯グループ） 8団体 （地域自主防犯活動団体） 46基 （防犯カメラ）	0団体 （防犯グループ） 0団体 （地域自主防犯活動団体） 6基 （防犯カメラ）
刑法犯認知件数の減少	刑法犯認知件数を10%減少させる	3.1件	2.7件	△0.4件 （△13%）

第3章 第三次活動計画の検証と結果

(1)防犯意識の向上が見られるように

本町が発行する「広報いながわ」や「町ホームページ」、「いなぼうネット」、また警察が発信する「ひょうご防犯ネット」を活用し、犯罪状況や特徴等を啓発、情報提供を行いました。また、警察、防犯協会等と連携し、定期的な街頭啓発の実施により幅広い世代への情報提供も行いました。

児童が犠牲となる凶悪な事件が度々報道される中、地域の防犯グループや防犯関係機関による登下校時の見守り活動も習慣化し、防犯に対する関心も増しました。

また、令和元年冬から蔓延している新型コロナウイルス感染症によりイベント等の開催が自粛される中、防犯協会や川西市との共同で実施する「安全・安心まちづくり住民大会」も例に漏れず、しばらく開催を自粛していました。

しかしながら、国や県の方針に基づく自粛活動制限の緩和等から、令和4年度に再び開催することができ、3年ぶりに日頃の防犯について見直す良い機会になったと考えます。

(2)地域の防犯カメラの設置普及の飽和化

地域の防犯意識向上、また「地域のことは地域自らが守る」という防犯に特化した基本理念のもと、平成25年度より、地域内の防犯カメラ設置に係る経費に対し「地域見守り防犯カメラ設置補助金」を交付してきました。

また、令和元年度には、本町施策「地域見守り防犯カメラ設置事業」として、各小学校区に10基ずつ（松尾台小学校区は旧阿古谷小学校地区を含むため20基）、計70基の防犯カメラを設置し、本町の防犯力を更に強化しました。

現在、自治会、小学校区まちづくり協議会、防犯協会等により設置された防犯カメラは、町内に46基稼働していますが、平成28年度をピークに設置件数が減少傾向となり、防犯カメラの新規需要は一定落ち着いたことが読み取れ、今後の需要としては新設の道路や交差点等に見込まれます。

(3)子どもの安全確保に対する活動団体が多様化

子どもの見守り活動の一環として、青色回転灯装着車によるパトロールや地域の協力活動事業である「こどもをまもる１１０番のおうち・くるま」を普及促進してきました。

現在、町内で活動している青色回転灯パトロール車は、町公用車が１２台、町の青色回転灯の貸与を受けた地域自主防犯活動団体が２４台です。

平成２９年度には、町内初、自治会により防犯パトロール車両が整備され、防犯に特化した地域団体のみならず、だれもが子どもの安全確保、見守り活動を実施しやすい環境となりました。

また、「こどもをまもる１１０番のおうち」については３００件超、「こどもをまもる１１０番のくるま」は１５０件超の家庭や事業所に協力をいただき、犯罪の起きにくい地域づくりの取り組みを行っております。

(4)明るいまちへ

安全安心なまちとは犯罪がない、不審者がいないまちであり、不審者が嫌う三大要素「目」「音」「光」のうち、夜間に効果を発揮する「光」の対策として、平成２５年度から３ヵ年を経て、町内全ての防犯灯をＬＥＤ化し、環境保全や電力削減にも繋げました。

また事業所においても、夜間の事務所内の点灯や屋外看板点灯等を実施していただいております。そして、住民には門灯や玄関灯の点灯にもご協力いただき、夜間でも明るくなったという声を聞くようになりました。

(5)青少年が被害者、加害者とならないために

高校生や中学生は、心身のバランスが崩れやすく、非行や犯罪等に巻き込まれる恐れもあります。

このような中、青少年育成団体やＰＴＡ、学校、商工会で組織する青少年指導員が公園や大型店舗等を中心に夜間パトロールや大型店舗やコンビニエンスストアの有害玩具・図書の実態調査等の環境浄化活動を行い非行防止活動に努めました。青少年への夜間徘徊やたむろ行動における声掛け事案が減少傾向となりました。

第4章 猪名川町を取り巻く犯罪の状況

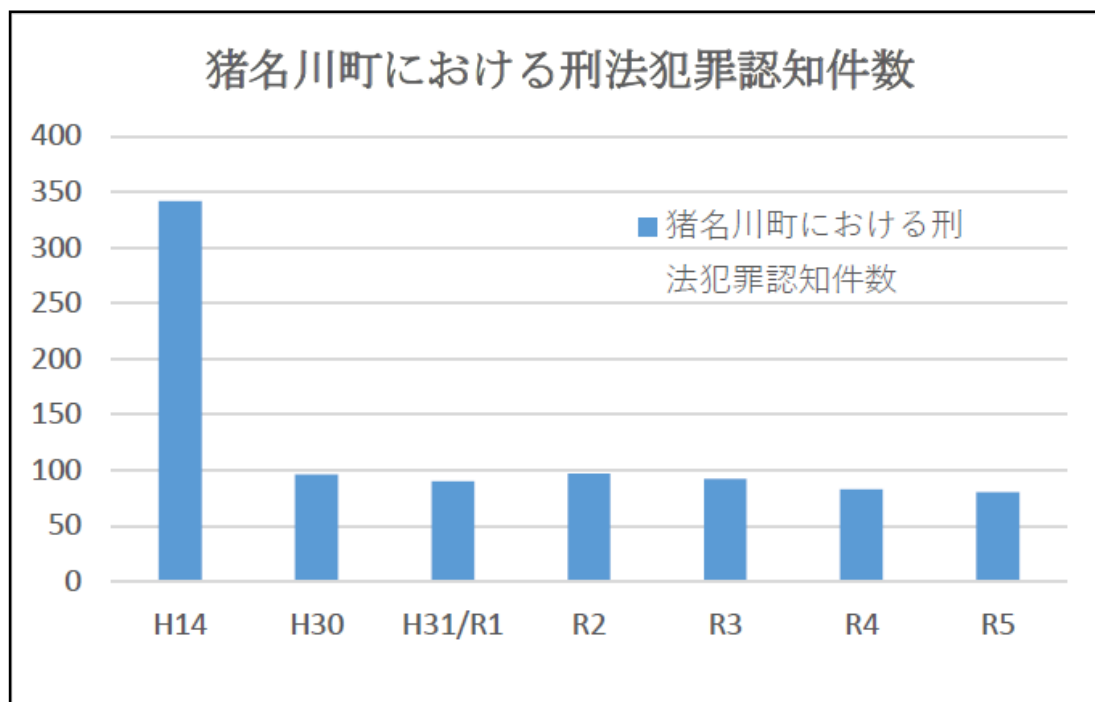
本町における刑法犯の認知件数※は、平成14年の342件をピークとして、令和5年には80件と約77%減少し、ひとえに地域の皆さんによる見守り活動や防犯パトロール等、防犯意識の高揚によるものと考えます。

また、人口あたりの刑法犯認知数割合を阪神間で比較すると、本町は最も低い水準にあり、都市部近郊にも関わらず、阪神間一安全なまちといえます。

しかしながら、道路や駐車場等で発生する街頭犯罪等、身近な場所での犯罪が未だ後を絶たない状況にありますが、加えて忍び込みや事務所荒らしなど、屋内での犯罪も見られるようになりました。

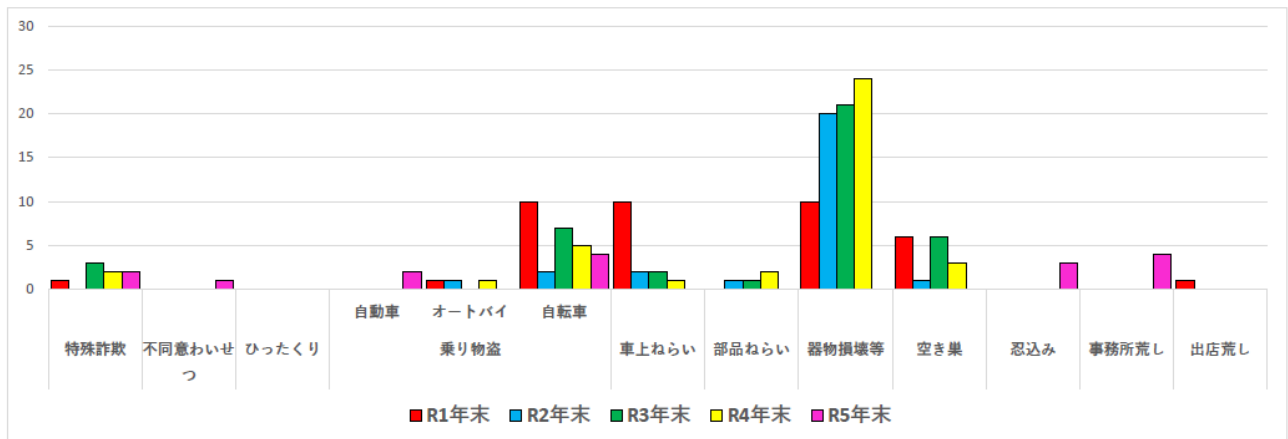
【猪名川町における刑法犯認知件数】

	H14	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
刑法犯認知件数	342	96	90	97	92	83	80
指数（H14=100）	100.0	28.1	26.3	28.3	26.9	24.2	23.4



猪名川町 主な街頭犯罪・侵入犯罪認知状況（令和元年～令和5年）

	刑法犯総数	特殊詐欺	不同意わいせつ	ひったくり	乗り物盗			車上ねらい	部品ねらい	器物損壊等	空き巣	忍込み	事務所荒し	出店荒し
					自動車	オートバイ	自転車							
R1年末	90	1	0	0	0	1	10	10	0	10	6	0	0	1
R2年末	97	0	0	0	0	1	2	2	1	20	1	0	0	0
R3年末	92	3	0	0	0	0	7	2	1	21	6	0	0	0
R4年末	83	2	0	0	0	1	5	1	2	24	3	0	0	0
R5年末	80	2	1	0	2	0	4	0	0		0	3	4	0



※ R5 年 12 月末時点の器物損壊等の件数については、川西警察署情報非公開のため未記入

※ 認知件数とは、警察において認知した刑法犯の発生件数（資料：兵庫県警察本部）

第5章 安全・安心まちづくり活動の現状と課題

(1)新型コロナウイルス蔓延による環境の変化

住民の防犯意識は年々高まりを見せる中、第二次本計画期間の本町の刑法犯総数については、平成26年度の179件から平成30年度の96件まで減少しました。

しかしながら、令和2年より発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生活様式に大きな影響を与え、まちづくり防犯グループや自主防犯活動団体をはじめ、集団での活動の自粛を余儀なくされました。

在宅機会の増加や集団活動の自粛により、社会や他者とのつながりが希薄になる一方、犯罪の形態はより狡猾に多種多様化しています。

このことから、より一層、地域を構成する各個人や自治会、事業所等の様々な団体が「自分のことは自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」といった自衛意識を高め、日常生活において犯罪に遭わないための対策を心掛けることが求められています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、多くの人々が自らや家族の感染、生活の変化、仕事や収入等に不安を感じたり、実際に収入が減少したりする事態が生じ、これらの人々に不安や窮状につけ込んだ犯罪が発生しています。

また、令和5年5月8日を以て、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことから、外出機会や人流がコロナ禍以前のとおり戻ってきました。

これらを踏まえ、今後は、各個人の自衛意識の向上やまちづくり防犯グループや自主防犯活動団体による流動的な防犯活動等を加えた、官民学総動員による安全対策が改めて求められます。

(2)特殊詐欺等の台頭

社会の高齢化やコロナ禍により、人々の不安につけ込んだ犯罪が台頭してきました。

その中で、特殊詐欺をはじめとした詐欺事案については、多種多様な手口が特徴であり、その狡猾性から全国で相次いで被害が確認されています。

行政の役割として、これまで道路灯・防犯灯の設置や維持管理、公園内の安

全確保等を行い、犯罪を起こさせない環境を整備してきたところですが、今後も住民の自衛意識を高める施策として、特殊詐欺等の被害防止を目的とした電話機の購入補助や、地域団体の見守り強化として防犯カメラの設置購入補助を継続し、犯罪被害防止策について啓発していくことが重要です。

(3) インターネットを通じた交流による犯罪

一方で、小・中・高校生を中心に、いわゆる「闇バイト」などの有害職業紹介やSNS等を利用した誹謗中傷、家出やネットいじめ、薬物乱用などの犯罪が増加しています。

これらは、スマートフォンの普及や多様なSNS等の開発により、インターネットを通じた匿名性、秘匿性の高い交流手段が多様化したことに起因しており、身近であるからこそ気をつけなければならないのは、犯罪被害だけではなく、犯罪の加害者になりえることです。

このような問題に対して、行政の役割として、世代に応じた情報モラルの形成が必要であり、各家庭や教育現場等、成長過程に密接な場面での指導や啓発活動、住民・学校・行政・警察での早期情報共有等きめ細やかな相互協力が求められています。

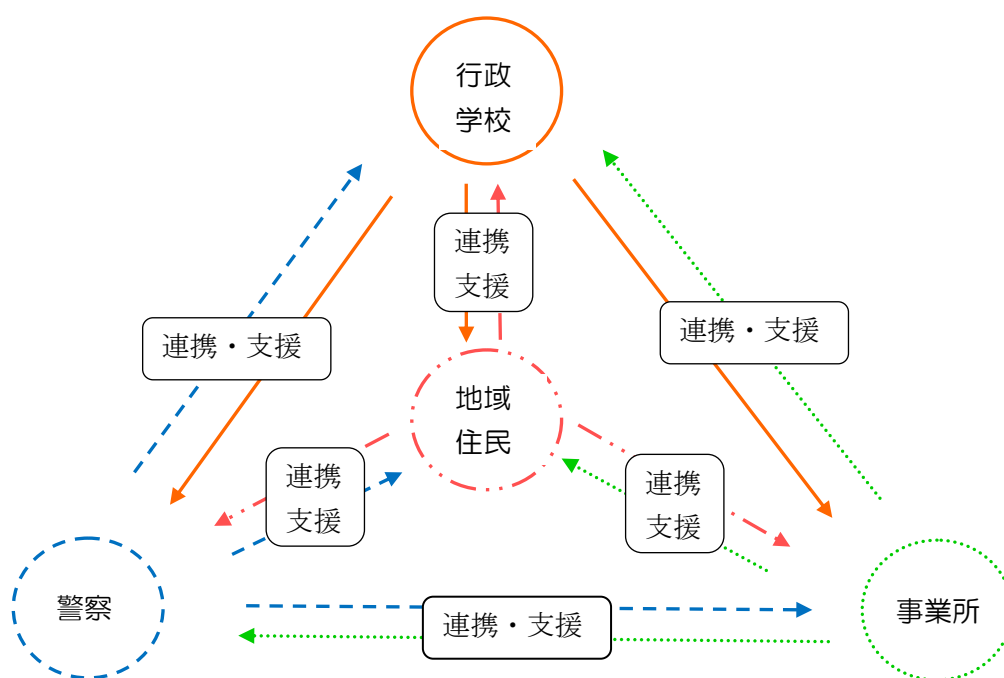
第6章 第三次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画の基本的事項

1 基本理念

地域全体で取り組む安全安心なまちづくり

犯罪、事件・事故を少しでも減らし、安全で安心して暮らせるまちをつくるには、住民自らの安全は自ら守る「自助」や地域での自主的な防犯活動を通じ、地域の安全を地域の皆が連携し守る「共助」、行政・警察による犯罪を防止する環境整備等の「公助」、この3つを意識しながら防犯の活動に取り組み、犯行の機会を与えないことが重要です。

行政、住民、地域、事業所、県、警察が個々に活動するのではなく、それぞれが役割分担した上で補完しながら連携・協力出来るような取り組みを進めます。



2 計画期間

この計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、計画期間の途中であっても社会情勢の変化に対応し、適宜見直しを行います。

3 推進目標

第1の柱 地域による安全・安心なまちづくり活動の強化・支援

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、地域住民、団体、事業者等が相互に連携して取り組む地域安全まちづくり活動をさらに推進するため、迅速な犯罪状況や各地域が行う防犯活動に関する情報を提供し、地域が一体となった活動が継続され、地域の繋がり強化や見守り力を向上させるための取り組みに対し支援します。

また、犯罪被害者等の置かれている状況に対する住民理解の促進とともに、民間支援団体等の関係機関と連携し、被害者等を支える地域づくりを進めます。

第2の柱 子ども、女性、高齢者等が被害者とならないための対策

声かけやつきまとい、振り込め詐欺等、子どもや女性、高齢者を狙った犯罪が多発しており、住民の安全を大きく脅かしています。

さらに家庭内におけるDVや虐待、学校におけるいじめ問題等、地域や家庭、学校等における日常生活の中で様々な問題への対応が求められています。

そのため、地域ぐるみで子ども、女性、高齢者等を守ろうとする取り組みの機運を醸成し、学校や保護者、地域住民等が連携した見守り活動やパトロール活動を推進するとともに、問題が発生した場合に即時対応できる体制を整備します。

第3の柱 防犯に配慮した環境づくりの推進

犯罪を効果的に予防するためには、防犯パトロール等のソフト面とあわせて社会基盤の整備といったハード面からも防犯対策を進める必要があります。

一般の住宅、店舗や事務所、道路や公園等の管理者それぞれが、犯罪の起きにくい地域づくりの取り組みを進めます。

4 数値目標

刑法犯認知件数 （人口千人あたり）
令和6年度2.7件
→ 令和10年度2.4件（△10%）

5 計画の推進体制

行政、住民、事業者、警察等が連携する組織である町地域安全推進協議会に進捗状況を報告し、その提言を計画の推進に反映させるとともに、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって取り組みます。

6 安全安心なまちづくりの役割分担

① 行政の役割

- ア 町地域安全推進協議会を設置し、関係機関及び関係団体と連携して、防犯まちづくりを推進します。
- イ 庁内の連携体制を充実し、防犯まちづくりに係る施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ウ 住民の防犯に対する意識を高め、地域住民が主体となった防犯まちづくりを促進するため、積極的な情報提供や活動支援を行います。

② 住民の役割

- ア 「自らの安全は自ら守ろう」を合言葉に、防犯意識を高めるよう努めます。
- イ 住宅等の防犯対策に努めます。
- ウ 自治会活動や防犯活動等に参加するよう努めます。
- エ 過ちを犯した人が再び罪を犯すことがない地域を目指し、再犯防止活動への理解に努めます。

③ **地域の役割**

- ア 地域のコミュニケーションを深めるよう努めます。
- イ 地域での防犯活動に努めます。
- ウ 子どもや青少年の見守りに努めます。

④ **事業者の役割**

- ア 従業員の防犯意識の向上に努めます。
- イ 所有又は管理する施設等の防犯対策に努めます。
- ウ 自主防犯活動団体や行政等が行う防犯活動に協力するよう努めます。

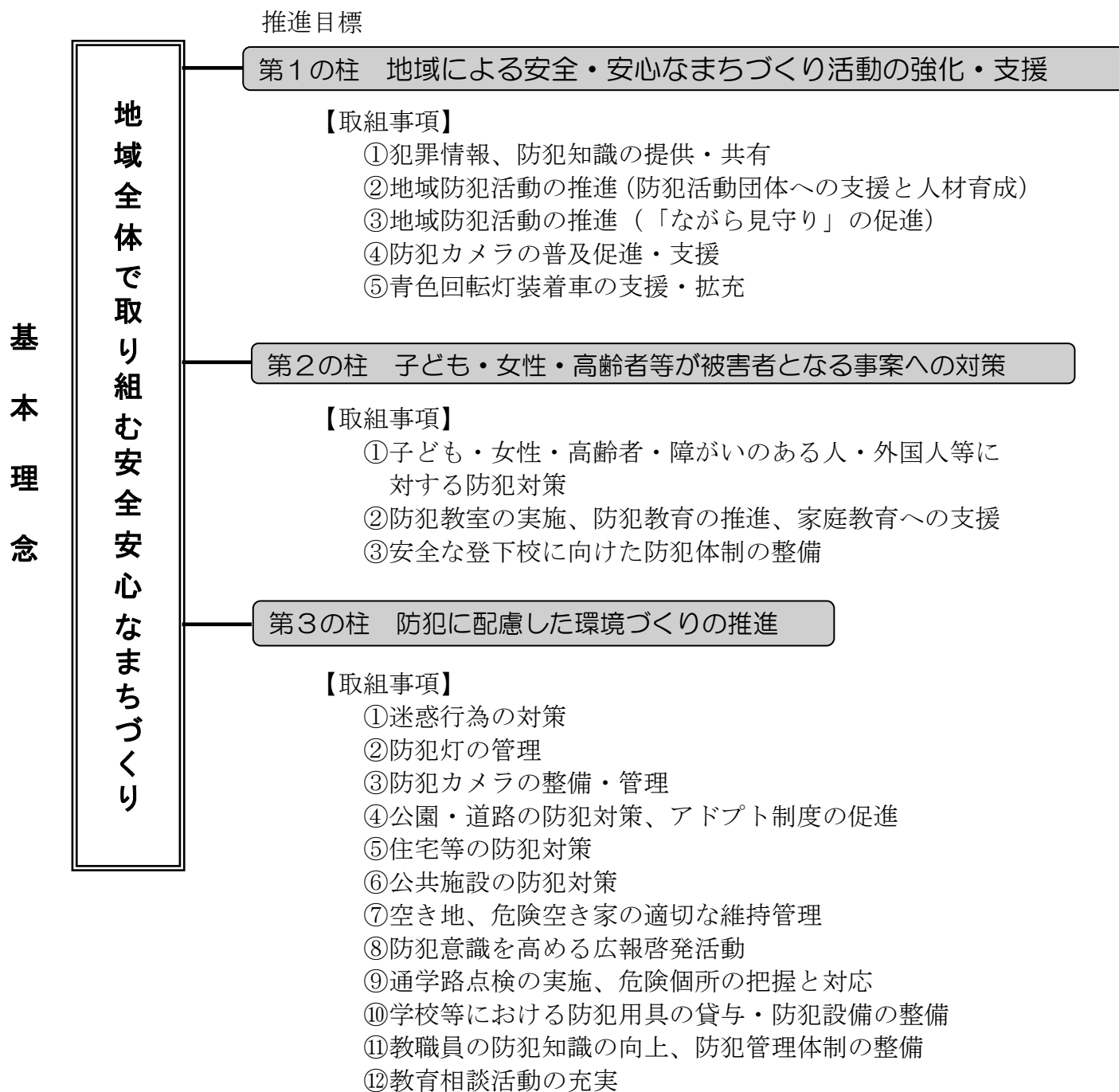
⑤ **学校等の役割**

- ア 保護者や地域住民、町、警察等と協力して、児童等の安全確保と健全育成に努めます。
- イ 地域の一員として、地域住民が進める防犯まちづくりを積極的に支援及び推進します。

⑥ **警察の役割**

- ア パトロールや街頭活動等、犯罪対策を強化します。
- イ 自主防犯活動団体や町、学校等との連携を強化します。
- ウ 犯罪情報を提供します。
- エ 犯罪の取締りを徹底します。

7 施策の体系



第7章 安全・安心まちづくりに向けての具体的な取り組み

第1の柱 地域による安全・安心なまちづくり活動の強化・支援

NO	取組事項	主な内容	役割分担
①	犯罪情報、防犯知識等の提供、共有	犯罪の発生状況や防犯に関する知識を周知するため、広報いながわや町ホームページ、スマートフォン等を活用した「いなぼうネット」でタイムリーな情報提供や登録の呼びかけを行います。また、学校配信メールでの情報提供も実施します。 犯罪や非行をした人たちの更生について、保護司、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関・団体等との関係機関と連携や情報共有に努めます。	行政
		「ひょうご防犯ネット」の活用を推進するとともに、チラシ等を作成し広く被害防止対策に努めます。	警察
		防犯ネット等を登録し、行政、警察が発信する情報を速やかに取得するとともに、その情報に掲載されている内容を基に、速やかに行動に移し自己防犯に努めます。また、自治会等が開催する防犯研修会等に積極的に参加し、防犯知識の習得、防犯意識の向上に努めます。 “社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。川西保護区保護司会を中心に街頭啓発や作文コンクールに理解を深めます。	住民
		行政、警察が発信する情報を速やかに取得するとともに、その情報に掲載されている内容を基に、防犯研修会等を開催するほか、回覧板等で啓発をし、地域住民の防犯意識の向上に努めます。	地域
		行政、警察が発信する情報を速やかに取得するとともに、従業員に対し啓発、防犯意識の向上に努めるとともに、その情報に掲載されている内容を基に防犯対策を講じます。	事業所

※ひょうご防犯ネットとは

兵庫県警察が発信する情報メールで、犯罪状況に特化した内容となっており、管轄の警察署ごとに登録が可能。

※いなぼうネットとは

猪名川町が発信する情報メールで、防災情報や緊急情報の発信を実施。

※学校配信メールとは

各小・中学校が配信する情報メールのことで、緊急情報のみならず情報の伝達手段として発信を実施。

夜間のオレオレ詐欺電話に注意！！

兵庫県内において、オレオレ詐欺被害が多発しています。最近の傾向として、犯人からの電話が、主に午後7時から午後10時頃の「夜間」に多くかかってきています。夜間に息子などを名のる者から自宅の固定電話に電話がかかってきて、「電話番号が変わった。」「かぜをひいた。」「明日家に寄りたい。」などと言われたら、要注意です。

相手が言った電話番号にかけ直すことなく、必ず、もとの家族の電話番号にかけ直して確認しましょう。

【防犯ポイント】

- 「かぜひいた」「電話番号が変わった」「お金がいる」は詐欺
- 家族で合言葉を決めておきましょう。
- 主に高齢者の方が狙われる傾向にありますので、ご家族やお知り合いに高齢者がおられる方は、被害に遭わないよう注意の呼びかけをお願いします。

※このメールは送信専用のため、返信はできません。なお、犯罪情報等につきましては、最寄りの警察署まで、ご連絡ください。

「警察署一覧」はこちら

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/keitai/index10.htm>

兵庫県警察からの
「ひょうご防犯ネット」メール

令和5年度幼児交通安全クラブ(うさちゃんクラブ)会員募集中！

いなぼうネットよりおしらせです。

3月より、令和5年度幼児交通安全クラブ(うさちゃんクラブ)の募集を開始しています！

うさちゃんクラブでは、ダンスや手あそび、指導教材等を通して、親子で楽しく交通ルールを身につける活動をしています。

現在、木曜日に開催を予定している「くまぐみ」に空き枠があります！

お友達と一緒に交通安全のお勉強を一緒にしませんか？

ご希望される方は下記の連絡先までご連絡ください。

詳細ホームページ【うさちゃんクラブ会員募集】

<https://www.town.inagawa.lg.jp/inagawa/bosyu/events/1453941403116.html>

猪名川町生活安全課

[072-766-8703](tel:072-766-8703)

猪名川町からの
「いなぼうネット」メール

NO	取組事項	主な内容	役割分担
②	地域防犯活動の推進（防犯活動団体への支援と人材育成）	防犯協会や地域の防犯委員、防犯グループ同士が連携して活動できるよう情報交換の場を設けるとともに、研修会への講師派遣等、活動の充実に向けた支援を行います。また、まちづくり防犯グループ等が結成しやすい環境を作り上げます。 地域の防犯活動を担っている自治会との連携や自治会への加入促進について、取り組みを進めます。 犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア団体である保護司の活動支援を行います。	行政
		青少年の健全育成及び非行防止を図るため、見回り活動やパトロール活動、研修等の開催に対し支援します。 また、大型店舗や深夜営業店であるコンビニエンスストアの協力のもと、子どもの夜間外出防止の取り組みを進めます。 まちづくり防犯グループ等への参加を促進します。他の地域団体との交流を図り、新たな住民の参加や新グループの結成等の促進に努めます。 まちづくり防犯グループ等や警察と連携し、地域の防犯活動の中心となる人材の養成に努めます。また、グループの結成・活性化・継続化に努めます。	地域
		まちづくり防犯グループ等による活動を正しく理解し、積極的に加盟や活動に参加・協力するよう努めます。	住民
		まちづくり防犯グループ等の活動を正しく理解し場合によっては、まちづくり防犯グループが行う活動に参加・協力し共に活動を行います。	事業所
		まちづくり防犯グループ等に情報を発信するとともに、協力体制を構築します。	警察

※まちづくり防犯グループとは

兵庫県が推進する単位自治会の区域、または複数の単位自治会の区域を活動区域とし、自主的に地域安全まちづくり活動に取り組むグループのこと。その中から、グループ代表者より推薦され、兵庫県知事より委嘱のあった者を地域安全まちづくり推進員という。

NO	取組事項	主な内容	役割分担
③	地域防犯活動の推進（「ながら見守り」の促進）	愛犬家によるわんわんパトロール※や、ジョギングパトロール※など、住民が気軽に取り組める防犯パトロールの始め方や「子ども見守り活動」、「こどもをまもる１１０番のおうち・くるま」等の防犯活動を情報発信し普及に努めます。 「あいさつと 笑顔あふれる 猪名の里」をキャッチフレーズとして、大人も子どももお互いに「あいさつ」をする「い～な～スマイルあいさつ運動」※を推進します。 住民からの相談については、生活安全アドバイザーを配置し、適切に助言や応対を行う体制を引き続き構築します。	行政
		愛犬家によるわんわんパトロールや、ジョギングパトロールなど、気軽に取り組める防犯パトロール活動を行います。 また、一戸一灯運動（門灯、玄関等の終夜点灯）や補助錠やセンサーライトの取り付けなど自宅の防犯対策に最大限努めます。 「い～な～スマイルあいさつ運動」を励行します。 パトロールで発見した防犯に関する事柄や、防犯に関する相談は関係先や生活安全アドバイザーへ提供等を行います。	住民
		自治会等によるパトロールを実施し、場合によっては住民によるわんわんパトロールやまちづくり防犯グループ等と連携し防犯活動を実施します。 一戸一灯運動（門灯、玄関等の終夜点灯）の促進により、町全体を明るくすることで防犯抑止につなげます。 地域内の安全点検や落書き消し、不法投棄の撤去等、環境美化に努めます。 「い～な～スマイルあいさつ運動」の推進に努めます。	地域
		郵便局、宅配便など地域における巡回事業所の車両に、「こどもをまもる１１０番のくるま」のマグネットシートの表示を行い活動します。 事業所、駐車場等を整備する際は、防犯を考慮し、屋外照明や防犯設備の設置に努めます。また、屋外照明の夜間点灯に努めます。 「い～な～スマイルあいさつ運動」の推進に努めます。	事業所
		パトロール活動を行う際の重要点や注意点を助言します。 「い～な～スマイルあいさつ運動」の推進に努めます。	警察

※わんわんパトロールとは

愛犬家による犬等の散歩を兼ねて防犯パトロールを行う活動のこと。

※ジョギングパトロールとは

住民によるジョギングを兼ねて防犯パトロールを行う活動のこと。

※「い～な～スマイルあいさつ運動」とは

町全体であいさつをすることで犯罪抑止をねらった運動のこと。

NO	取組事項	主な内容	役割分担
④	防犯カメラの普及 促進・支援	地域団体が地域の防犯活動の一環として行う防犯カメラの設置に係る経費に対し、「地域見守り防犯カメラ設置補助金」を交付します。	行 政
		自らの住宅地内に最大限、防犯カメラやダミーカメラを設置し、自己防犯に努めます。	住 民
		地域内にある犯罪の起こりやすいとされる場所に対し、自治会や防犯関係団体等で防犯カメラを設置します。	地 域
		事務所内に防犯カメラを設置することを促進し、公道や不特定多数が利用する場所を少しでも撮影できるよう調整します。	事業所
		犯罪の発生場所や効果的な防犯カメラ設置場所の協議に応じるとともに助言をします。	警 察

※地域見守り防犯カメラ設置補助事業とは

町が実施する地域団体（小学校区まちづくり協議会、自治会、PTA、防犯協会等）が新設する経費のうち、上限を定め補助金の交付を行う事業のこと。

地域による防犯カメラ設置
稼働風景



NO	取組事項	主な内容	役割分担
⑤	青色回転灯装着車の支援・拡充	町域の全体的なパトロールを実施するため、自主防犯活動団体等※に青色回転灯パトロールの委嘱を行うとともに青色回転灯を貸与します。さらに、町公用車の青色回転灯装着車※の拡充に努めます。	行政
		青色回転灯によるパトロールを正しく理解し、状況把握に努めます。	住民
		自治会や団体所有の車両に青色回転灯を装着できるよう普及し、車両の効果的な活用に努めます。	地域
		青色回転灯によるパトロールを正しく理解し、状況把握に努めます。	事業所
		青色回転灯装着車の運転に必要な実施者証の取得に係る講習会を開催するとともに、地域による青色回転灯パトロールと連携を図ります。	警察

※自主防犯活動団体とは

町より青色回転灯を活用したパトロール活動を委嘱され、兵庫県警察本部より自主防犯パトロールを実施することができる団体と証明された団体。

※青色回転灯装着車とは

車両に青色の回転灯を装着し、防犯パトロールを行う自動車のこと。

青色回転灯装備車両



第2の柱 子ども、女性、高齢者等が被害者とならないための対策

NO	取組事項	主な内容	役割分担
①	子ども・女性・高齢者・障がいのある人・外国人等に対する防犯対策	【子ども等への対策】 子どもに対する虐待については相談窓口を設置し、家庭児童相談員が子育て世帯のあらゆる相談に応じるとともに、相談員の研修を実施し、相談業務の充実を図ります。また、児童虐待通報などがあった場合は、関係機関と連携して児童虐待防止に努めます。 出会い系サイトを通じた詐欺や性犯罪被害、SNSなどを通じた闇バイト等の勧誘に遭う危険性を啓発するとともに子ども及び保護者に対してパソコンやスマートフォンにフィルタリングの導入を呼びかけます。 青少年を薬物乱用から守るため、学校等へパンフレット等の提供や啓発を行います。 【女性・高齢者・障がいのある人・外国人等への対策】 性犯罪やDV、セクハラ等から女性を守り安全で快適な暮らしを実現するため、問題が発生した場合に対応できる相談体制に努めます。 行方不明になる可能性のある高齢者に対する見守り制度を構築します。 認知症高齢者やその家族の支援を行うため、家族介護者への訪問活動等を行い、介護家族への支援体制の充実を図ります。 差別、虐待等から障がいのある人を守り、安全で快適な暮らしを実現するため、生活支援対策に努めます。 高齢者見守り制度としてのSOSネットワークを引き続き運用し、登録を推進します。また、情報発信元である警察と連携を強化します。 外国人が安全に安心して活動できる環境をつくるため、生活支援に努めます。 【全体への対策】 高齢者や障がいのある人、子ども、ひとり親家庭等、支援を必要としている住民に多様な手段で情報を提供し、相談体制の充実を図ります。 また、消防本部においては火災警戒及び防火広報など業務出庫する際、赤色灯を回転させ、パトロールも併せて行います。 ネット詐欺等のインターネットを悪用したサイバー犯罪の被害に遭わないよう、警察等と連携して実態把握、啓発を行います。 住民が突発的な事件・事故に遭遇した後のセーフティネットとして、平穏な生活を営めるまでの間、犯罪被害者やその家族に精神的な支援を含んだ相談や経済的支援等、総合的かつ体系的な支援を行	行政

	う為の総合的相談窓口の開設等を取り入れた町犯罪被害者等支援条例を制定しました。また、制度の周知や対応の品質向上を図り適切に運用していきます。 さらに、社会情勢に応じて変化する犯罪に対応した防犯支援制度を構築し、被害防止に努めます。	
	犯罪・不審者を発見したときや犯罪に遭ったとき、また遭いそうになったときは、直ちに警察へ連絡します。また、行政、警察からの情報を正しく理解し日頃から犯罪に遭わない行動を取るよう心がけます。 児童の虐待を発見したときは、直ちに家庭児童相談窓口（こども課）へ連絡します。 住民をはじめとした見守りネットワークの構築に向けた取組等、住民・事業者・関係者等の連携強化を図ります。 近隣住民がひとり暮らしや認知症の高齢者等の見守りや安否確認を行ない、相互に支え合う地域社会に努めます。	住 民
	地域コミュニティ※を形成し、地域で行われるイベント等を通し、地域住民同士の心のふれあいにより、犯罪に遭いにくい地域づくりを実施します。また、徘徊高齢者に対する地域内で対応策のマニュアル作成をします。 児童の虐待を発見したときは、直ちに家庭児童相談窓口（こども課）へ連絡します。 ボランティア、民生委員等がひとり暮らしや認知症の高齢者等の見守りや安否確認を行ない、相互に支え合う地域社会に努めます。	地 域
	子どもを犯罪等の被害から守るためにも地域の子どもへの見守りと声かけや地域ぐるみのパトロールの実施に努めます。	地 域
	営業店舗等では、救護を求めてきた場合に対する対応策のマニュアルを作成します。 児童の虐待を発見したときは、直ちに家庭児童相談窓口（こども課）へ連絡します。 外国人従業員が安全に安心して働ける環境づくりに努めます。	事業所

		夜間のパトロール強化をし、犯罪の未然防止に努めます。子ども・女性等に対する犯罪発生情報を行政や住民へ情報提供し、対応策を助言します。 児童虐待等の事案に対しては、行政と連携し、早期解決を目指します。 SOSネットワークへの体制を行政と連携し、早期解決を目指します。	警 察
--	--	---	-----

※地域コミュニティとは

住民が地域の中で様々な生活や行事に関わり合いながら住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはその活動を行うための団体や組織のこと。

※ DVとは

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、性的暴力も含む）こと。

NO	取組事項	主な内容	役割分担
②	防犯教室の実施、 防犯教育の推進、 家庭教育への支援	学校等において、防犯に関する知識、危険な場面に遭遇したときの対処等の知識を身に付けるため、児童・生徒を対象とした防犯教室、CAP※講習会を実施します。 子ども達を取り巻く社会環境の変化や社会問題について、正しい知識を共有するため、講演会や研修会を積極的に企画・実施し、家庭教育力の向上を図ります。 また、学校・幼稚園の教職員を対象に犯罪の防止策や護身術の習得を目的とした研修会を開催します。 自治会、PTA等地域の要請に応じて、警察や県と連携し、防犯に関する専門家を派遣します。 自治会、PTA等が開催する講演会や研修会等、積極的に参加し子ども・女性等に対する犯罪知識を習得、自らの防犯意識の向上に努めます。 家庭では、常に防犯対策の話し合いの場を設ける等、子どもたちへの防犯教育に努めます。 社会的弱者を対象とした障がい者施設や高齢者施設等に警察と連携し防犯教室を実施します。	行政
		防犯活動や被害防止教育に関する講演会や研修会等を開催し、犯罪に遭わないための意識高揚等を図ります。	地域
		行政、警察と連携し、従業員に対する防犯研修会等の開催し、防犯活動の認識と知識を習得します。	事業所
		行政、自治会等から要請のあった講習会の講師として講話や訓練を実施し、防犯意識の高揚を図ります。	警察

※「CAP」とは、

Child Assault Prevention の略で、子どもがいじめや誘拐、性暴力などから自分を守るためにどうしたらよいかを子どもと一緒に考えていく、参加型のプログラムです。

NO	取組事項	主な内容	役割分担
③	安全な登下校に向けた防犯体制の整備	教職員等による校区・通学路パトロール及び下校時間に合わせた立ち番を実施します。 登下校時等の安全確保を図るためPTA、学校支援ボランティア、地域の自主防犯活動団体と連携し、登下校時の見守りを実施します。 公用車に青色回転灯装着、パトロール実施中のマグネットシートを貼り、日常業務と合わせて職員による防犯パトロールを実施し、消防本部においては火災警戒及び防火広報等業務出庫する際、赤色灯を回転させ、パトロールも併せて行います。 また、児童・生徒が校門を通過した際に、保護者等のメールアドレスに校門通過情報が配信される、「登下校メールサービス」を町内全小中学校に導入。登下校の児童・生徒の安全確保に努めます。 子どもたちの緊急避難場所となる「こどもをまもる110番のおうち」の看板や、「こどもをまもる110番のくるま」のマグネットシートの設置を促進し、地域ぐるみで子どもたちの安全対策に努めます。	行政
		登下校時等において、家の玄関前の掃除や散歩・買い物等、家の外で子どもを見守るよう努めます。 塀は、生け垣や透視可能な柵の設置に努めます。防犯灯等の点灯状況を確認し、修繕等の必要があれば町に連絡します。 子どもたちの緊急避難場所となる「こどもをまもる110番のおうち」に協力するよう努めます。 「こどもをまもる110番のくるま」のマグネットシートを車両に貼付し、見守り活動を行います。	住民
		通学路や子どもたちの遊び場等の安全点検や防犯パトロール等に努めます。 防犯灯等の点灯状況を確認し、修繕等の必要があれば町に連絡します。 子どもたちの緊急避難場所となる「こどもをまもる110番のおうち」、「こどもをまもる110番のくるま」に協力するよう回覧板等で広報に努めます。	地域
		地域や行政等が行う、子どもの見守り活動に参加・協力するよう努めます。 子どもたちの緊急避難場所となる「こどもをまもる110番のおうち」に協力するよう努めます。 「こどもをまもる110番のくるま」のマグネットシートを車両に貼付し、見守り活動を行います。	事業所

		子どもの登下校時、地域、行政と連携し、見守り活動を実施するとともにパトロールの強化をします。 子どもたちの緊急避難場所となる「こどもをまもる１１０番のおうち」、「こどもをまもる１１０番のくるま」の設置場所の把握を行うほか、救護対応の方法等を助言します。	警 察
--	--	--	-----

※「こどもをまもる１１０番のおうち・くるま」とは
子どもが事件に巻き込まれた際に緊急の避難場所として逃げ込める家、自動車を登録し開設する取組のこと。

3の柱 防犯に配慮した環境づくりの推進

NO	取組事項	主な内容	役割分担
①	迷惑行為の対策	ゴミのポイ捨て、不法投棄、違法駐車、放置自転車、違反広告物等の迷惑行為の防止のため、パトロールを実施します。	行 政
②	防犯灯の管理	夜間の暗がりを解消するため、日頃の防犯灯の確認と点灯に影響をきたす樹木の伐採等、適切な維持管理を行います。 また、新設された歩道等には、防犯灯整備を行います。	行 政
③	公園・道路の防犯対策、アドプト制度の促進	見守りの目が行き届くように、公園や街路樹の植樹を適正に剪定するなど防犯に配慮した維持管理を行います。 公園や広場、道路の植栽等の維持管理について、ボランティア団体、事業者等によるアドプト（里親）制度を促進し、良好な環境の保全に努めます。	行 政
④	住宅等の防犯対策	住宅開発に伴い防犯灯の設置等を指導します。また、地区計画などのまちづくりルールに基づき、生け垣等の設置に対して適切な助言・指導を行います。	行 政
⑤	公共施設の防犯対策	公共施設の安全点検・安全管理に努めます。また、防犯対策が必要な施設においては、防犯設備の整備を実施します。	行 政
⑥	空き地、危険空き家の適正な維持管理	空き地の雑草の繁茂により、景観、環境衛生上の問題のみでなく、放火、不審者の潜伏場所となるおそれがあるため、「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」に基づき、土地所有者に空き地の適正管理を行うよう指導します。また、危険とされる空き家にも適正管理を行うよう指導します。	行 政
⑦	防犯意識を高める広報啓発活動	川西市、川西防犯協会、警察と連携し「安全・安心まちづくり川西市 猪名川町住民大会」の開催や街頭キャンペーンの実施等を通して防犯思想の普及啓発に努めます。 悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、消費生活に関する知識の普及啓発に努めるほか、消費生活センターでの各種団体への出前講座の実施や広報での啓発に努めます。 各種施策に関連し、行政が発信するSNSツールであるスマートフォン等を活用した「いなぼうネット」でタイムリーな情報提供や登録の呼びかけを行います。	行 政
⑧	通学路点検の実施、危険箇所の把握と対応	通学路や公園等、各校区における危険箇所を把握し、登下校時の安全指導に努めます。 また、通学路等における危険箇所に関する要望に対し、適切に対応します。	行 政

NO	取組事項	主な内容	役割分担
⑨	学校等における防犯用具の貸与・防犯設備の整備	全児童生徒に防犯ブザーを継続して貸与するとともに月1回の調査を通じて、適切な使用につなげます。 学校や留守家庭児童育成室、保育園、子育て支援センターにおいて、県警ホットライン※の設置や防犯用具の整備を継続して行います。	行政
⑩	教職員の防犯知識の向上、防犯管理体制の整備	警察と連携し、不審者対応訓練を実施し、教職員の資質向上を図ります。また、各学校園で「不審者対応マニュアル」を策定しており、継続して教職員等の不審者対応訓練を実施します。	行政
⑪	教育相談活動の充実	教育支援センターにカウンセラーを配置し、電話相談や来所相談等を継続して実施します。また、県と連携したスクールカウンセラー及び町独自のスクールカウンセラーの小・中学校への配置を継続して実施します。	行政

※県警ホットラインとは

学校内等で事件が発生した場合に、ワンタッチで兵庫県警察通信指令室に通報することのできるシステムで、不審者の侵入事案等に迅速に対応することができます。現在、兵庫県下では学校等4,100箇所、町内では公立幼・小・中学校全てに登録が行われています。

「県警ホットライン」
設置風景

